

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の
設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（71）

2. 日時：令和3年4月6日（火）10：10～12：20

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室
※本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、小舞管理官補佐、有吉上席安全審査官、片野安全審
査官、羽賀技術参与、加藤係員、山田係員

技術基盤グループ システム安全研究部門

藤田(哲)技術研究調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高速実験炉部 部長 他12名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）か
ら、令和3年3月2日の審査会合で作成を求めた審査の中間取りまとめ資料の
うち、設置許可基準規則第53条（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大
の防止）、第8条（火災による損傷の防止）について配布資料に基づき説明が
あった。

○原子力規制庁から、以下の点を伝えた。

(1) UL0HS（除熱源喪失時炉心停止機能喪失）事象については、1次主循環ポン
プの主電動機の運転継続に失敗したとしても UL0HS 事象の発生から一定の時
間が経過していれば、同ポンプのポニーモータによる炉心冷却が可能である
との説明があったが、主電動機の動作に期待する時間、ポニーモータによる
炉心冷却性を示して説明すること。

- (2) BDBA 事象の範囲で、炉心損傷後の放射性物質の閉じ込めの評価に当たっては、施設配置に基づく現実的な放出経路やナトリウム中の保持率を考慮した核種の移行割合を設定して評価を実施すること。
- (3) 格納容器破損防止措置に成功した場合、原子炉停止機能喪失事象及び崩壊熱除去機能喪失事象それぞれに対する Cs-137 の格納容器外への放出量の説明があったが、大規模損壊時に格納容器の損傷を想定した場合の放出量についても検討し説明すること。

○原子力機構から、承知した旨の返答があった。

6. 配布資料

資料 1 : 高速実験炉原子炉施設（「常陽」）の新規制基準適合性 第 13 条
（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止）、第 53
条（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止）、第 8 条
（火災による損傷の防止）、第 32 条（炉心等）、第 59 条（原子炉
停止系統） 他